

令和 2 年度第 3 回青梅市介護保険運営委員会議事要旨

1 開催日時 令和 2 年 8 月 3 1 日（月曜日）14 時 00 分～15 時 30 分

2 開催場所 青梅市役所議会棟 3 階 大会議室

3 出席者

【委員】

小山登美夫、和山満雄、並木邦仁、田中三重子、藤本稔巳、石田信彦、石橋尚美、武田憲光、江本浩、井上一彦、田中三広、新井一夫、小柳友次、清水宏
（敬称略・順不同）

【傍聴】

4 人

議 事

事務局：皆様、本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、令和 2 年度第 3 回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催させていただきます。それでは、次第に沿って進めて参りたいと思います。本日の委員会は、14 名の出席をいただきました。委員の出席者数が過半数を超えておりますので、青梅市介護保険規則第 52 条の 3 により、この委員会が有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の傍聴者ですが、4 名おりますことを御報告いたします。それでは市長から御挨拶を申し上げます。

<青梅市長挨拶>

事務局：議題に入る前に、本日の配布資料につきまして、御確認いただきたいと思います。

<配布資料の確認>

会 長：それでは、議題（1）報告事項、ア、令和 2 年度第 2 回青梅市介護保険運営委員会議事要旨について、事務局から説明願います。

委 員：個人的な意見ですが、新型コロナウイルスに関して、市長から西多摩の感染率が増加の傾向にあるということと、指定伝染病 2 類ということで厳しい制約をしなければならないなかですので、やはりこういう会議も長時間に渡るといのは決して好ましい状態ではありません。

議題アからエはいつも報告している内容であり、見て頂ければわかる内容でございますので、議論すべき大切なところはオ以降じゃないかと思えます。できましたら御検討いただければありがたいと思えますので、よろしく願いいたします。

会 長：貴重な御意見ありがとうございます。私も賛成でございます。他の委員さんの御了承をいただければ、そのように取り扱いたいですが、いかがでしょうか
（質問・意見なし）

会 長 : それでは事務局の方、手短になりますよう御協力願います。

事務局 : それでは、アからエまでについて、一括で手短に説明させていただきたいと思います。

事務局 : <資料番号1から4に沿って説明>

会 長 : ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委 員 : 実施状況について、資料2の20頁(5)更新申請におけるコロナウイルス特例適用件数とあるが、今も特例措置をされているのか。また、この特例に関して、更新申請においては審査もなしに通過しているということによろしいでしょうか。介護認定審査会では、その件数が減った分だけ審査の件数が減っているのかどうかをお聞きしたい。

事務局 : 更新申請における特例適用ですが、2月末から更新の特例を実施しており、コロナの状況はまだ落ち着いていないため、現在も実施しております。

更新対象者には、確認書をお送りし、特例を希望する場合は、申請書と併せて特例確認書に同意して申請頂く。その場合、主治医意見書と認定調査はないまま、今の保険証の認定期間終了後から自動的に6か月延長という特例です。職権で前の介護度を延長するという特例的な手続きになっておりますので、審査会は経ておりません。

審査の件数について、別紙4の20頁(3)の月別集計を見て頂きますと、令和元年度の審査判定数に比べて、上段の令和2年度の審査判定数、特に5月6月に特例申請が大変多くございましたので、判定件数が大幅に減少しております。

委 員 : 区分変更をし、審査していただきたいという方はこちらから訪問し、審査するわけですね。

事務局 : 新規の申請または区分変更ということで状態が変わったということは、認定調査および主治医意見書で介護状態の変更を確認します。また、新規の審査判定につきまして国の方で、面会することなく認定結果を出してはいけないという通知も来ておりますので、更新申請のみがこの特例で対応させていただいているところでございます。

委 員 : 訪問調査に行くにあたり、調査員の身支度として、フェイスガードをかけたか、マスクしたりはもちろん、体温を測ったり等のチェックというのは、調査員自身がやるのか、どういう形でやっているのか、その辺について教えていただきたい。

事務局 : 認定調査員に関しましては、毎朝の検温、マスクの着用、ゴム手袋の支給をしております。また、相手方との話の中で、フェイスシールド等をつけて調査をする、といった対応も認めておりますので、その場合は利用者の方によく説明をしてから実施というところでございます。

健康管理につきましては、市直営については自主的にお願いをしており、市役所にきて測るということはありません。事業所に関しては、事業所の方での対応をお願いしておりますので、どういう対応をしているかまでは現状では把握をしていないというところでございます。

委 員 : 事業所の対応を市として徹底させて指示するべきではないですか。

事務局 : マスク着用等については市から事業所の方へ指示はしております。検温の確認を事業所が記録しているかというところは確認をしていないところでございます。

委 員 : 確認できるような対応をお願いしたいと思います。

事務局 : 検討させていただきます。

委員 : 認定調査の件に関しまして、認定調査に伺った際に、調査対象者の方および家族の方がマスクを着用していないというケースが見られます。調査員は検温、マスク着用をしていますが、そういう状態の中に入っていくことで、相手側に不安を感じるところが正直なところではあります。保険者をお願いしたいところとして、認定申請に来られた際に、窓口で、調査時の事前の検温とマスクの着用の周知をお願いしたいというところではあります。また、申請代行者に対しても、同様の周知をお願いしたいところです。

事務局 : 周知させていただきます。

会長 : それでは、次の報告事項に移ります。オ 令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号5に沿った説明>

会長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委員 : この補助金を青梅市で実行するにあたり、どのくらい予算計上しているのでしょうか。

事務局 : 168事業所を予定しており、合計で2,663万円の予算を計上しております。

会長 : それでは、次の報告事項に移ります。カ、青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号6に沿った説明>

会長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 : それでは、次の議題に移ります。議題(2)協議事項のア、青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の「総論」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号6に沿った説明>

会長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

委員 : このコロナ禍、これからの生活が変わり、どうなるかわからない現状ですので、それを踏まえた施策を入れた上で、総論的なところも対応した方がよろしいのかと思います。

また、青梅市の独特なところとして、高齢化率は高く、出現率が少ない。資料7の28頁ですが、都心、区部のデータはありますか。それと比較し、また、26市の中で比較しても高齢化率は高いが認定率は低い。この特色の要因をもっと吟味し、施策等に反映して頂けると、青梅市独自のものが出来上がってくるかなと思っています。

コロナ禍で東京都の人口が減っているようです。この状況は、人口を増やしたい西多摩地区にとって呼び水だと思いますので、そこを踏まえて考えていただきたいです。

事務局 : 前回、部会の中でコロナに関する方向性について、新しい生活様式を踏まえた事業計画が必要じゃないかという御指摘を頂いたところでございます。介護サービスは従来のサービス提供があり、現在は感染症対策をしっかりと行いながら提供して頂いているところです。今後介護報酬の中にそういった状況に関連するものが入ってくるのかどうか

は国の方で議論されておりますけども、介護サービスの方向そのものが大きく変わるかどうかは難しいところです。

例えば、介護予防事業や通いの場等、一般高齢者向けの事業でソーシャルディスタンスであるとか、どういう風に3密を避けた事業展開をしていくかはあるかと思えます。これらは手法であり、計画で具体的に何を策定するかという方向性については、国の方から示されている必須事項もございます。その中で、コロナに対することをやる上で、事業としては積み上げをしていきたいと考えております。

ただ、せっかく専門家の皆様にお集まりいただく場ですので、事業を実際に実施するにあたり、例えばこういう工夫ができるのではないかな等については、御意見を頂きながら、今後とも取り組んでいきたいという風に考えております。コロナ自体まだ知見が正式に確立していないと思うところもございますので、計画自体はしっかりと作りながら、事業を実行するためにどういうやり方をするか、というところは、色々な工夫をしながら取り組んでいく。ずっと自粛というわけにはいきませんので、どういう形で、どんな風にやっていくのかは、様々な専門家の方にお集まりを頂いているわけですので、御指摘御提案等、色々アドバイスをいただければと考えてございます。

また認定率についてですが、高齢化率が高いイコール認定率が低い高いというふうには決してならないというところがございます。高齢化率は、総人口に占める高齢者の割合です。認定率自体が低いというところは、青梅市の売りというところではあります。

健康な方が多いというところで、一つの要因としては、資料7の26頁、前期・後期高齢者の割合というところでは、74歳以下である前期高齢者の割合が、青梅市の場合ではまだ51.4%。他の地域を見て頂きますと、青梅市より前期高齢者が多い割合のところはありません。介護認定の出現率となりますと、80歳を過ぎたくらいから認定の取得が高まってくるといったところがあり、青梅市の高齢化率は高いですが、前期高齢者の割合が多く、高齢者の中でもまだ若く、健康な方が多いというところではあります。

また、都心とは違う青梅市の地域特性として、地域活動が活発なところや地域のつながりがしっかりしている、地域の見守り等の相互扶助がまだ生きているといった特性から、認定率が低く出る傾向があるというところがございます。

特別養護老人ホーム等が多く、住民票で見る高齢者は多いですが、特養入所者のうち青梅市民は3割というところがございます。他の7割は区部や多摩地区から転入して入っているため、高齢化率は高めにでてきますが、実際の被保険者として見るとまだまだ、前期高齢者の割合が50%を超えており、少し若めの方が多い。逆に言うと、今後は後期高齢化することにより認定率が上がるということは想像されます。現段階で打てる手として介護予防等、各課と連携をしながら取り組んでいくことによって、市民の健康をまず先にとというところで健康寿命の延伸等の取組続けていきたいと考えています。

区部の出現率については、区部平均と多摩地区平均で比較すると、令和2年3月末現在の区部認定率の平均が20.2です。市部平均が19.0で、1%の差がありますが、青梅市は15.8ですので、さらに低いところがございます。

会 長 : よろしいでしょうか。他に御質問のある方。

委 員 : 資料7の7ページ、改革の3つの柱の3、介護現場の革新の3つ目について、ICT機器活用による負担軽減事業や次世代介護機器の活用支援事業というのがありますが、先日東京都より両事業の申請意向調査等もありましたが、現在青梅市での活用状況はどのくらいなのでしょう。また、市内でもこのような機器の種類や機能、実用性や費用対効果などが学べる機会を設けていただけるとありがたいと思いません。

事務局 : ロボット・ICT等の活用状況については、現在は東京都が調査、意向等を把握していますので、市は現状把握できていません。3年程前、介護ロボット導入ということで、パワースーツや見守りセンサー等導入の全国的な補助があり、青梅市も導入をしていただきました。その後の活用状況は3年間、各事業所から報告いただいて、見守りの頻度が減った、スーツで負荷が減ったというような報告もいただいております。今後、この方向性の中で、市として調査等もできるのか、検討しながら進めていきたいと思いません。

委 員 : コロナの件について、先ほど具体的なことはまだ決まっていなかったということでしたが、これからコロナは続くと思いません。青梅市でも感染者が増えてきており、高齢者が多いところです。国からは20万人PCR検査をするという話もありました。その辺は市町村に情報が行き渡り、実施の合図が出るのではと思いません。

例えば世田谷区の施策として、介護・医療従事者を先駆けて、20万人誰でもいつでもPCRができるとなりました。

そういった取組に対し、国から通達された時点で、どういう形で反映し実施するか等の論議が市の方で行われているのでしょうか。青梅市として、やはり医療介護そういう現場に先駆けてやるとか、高齢者に対してPCR検査、訪問調査員に対してPCR検査等、そういう考えは、議論はしているのでしょうか。

会 長 : 青梅市の対策本部会議は定期的に行っております。PCR検査のキャパシティを拡大させるということでは、常に我々もその方向で動いています。9月1日より青梅総合病院の敷地内で行っていたドライブスルー型のPCR検査を健康センターの方に移しまして、9月から我々医師会が運営するという形で行います。今までは1日の検査件数も最大24件ぐらいでしたが、ドライブスルーで2時間32件に拡充。それ以外に、各クリニックが実施する唾液を使ったPCR検査を何か所かできるようになっています。これは届出さえすればできますので、医師会の会員にも逐一やれる体制をとってくれと、検査の拡大を進めております。

介護施設等、医療関係あるいは介護関係の事業所にPCR検査をし、例えばクラスターが生じたという時には全面的にバックアップできる体制をとろうと思っております。世田谷区のような体制が正しいかどうかはこれから議論が必要だと思っております。

会 長 : それでは、協議事項のア、青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の「総論」について、賛成の挙手を求めます。ただいまの協議事項について、賛成の方挙手をお願いします。

(賛成多数)

会 長 : 賛成多数と認めます。

会 長 : 次の議題です。ア 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号7に沿った説明>

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。(質問・意見なし)

会 長 : それでは、次の次第に移ります。次第4、その他でございます。何か委員さんからございますか。

委 員 : 質問があります。先ほどから話にある訪問時の体制の話ですとか、現場の対応等の話が出ていますが、現場で一番困っているのは、スタッフが濃厚接触者になった時の扱いについてです。国の指針によりますと、濃厚接触者は全員PCR検査をし、陰性でも2週間は待機しないとイケない。職員が2週間待機したら、その事業所は立ち行かない状態になります。

実際、4、5月くらいの都内の病院や大学病院でそういうことが起こり、濃厚接触者、看護師、ドクター等何百人も待機になり、500床程の病院が60床しか稼働できない状況になってしまったという話もあります。その時、市としては、どのような見解を持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

会 長 : 今おっしゃられたのは、施設職員等に感染者が出た場合の話ですか。それとも市の職員の一人が濃厚接触者という場合ですか。

委 員 : そうではなく、例えば家庭でマスクをしていない人のところを訪問し、そのマスクをしていない人がPCR検査陽性になった。そうすると、訪問した職員は、濃厚接触者となるので、保健所の指導を受けなくてはイケない。そういうルールになっています。

会 長 : その職員が間接的な濃厚接触者なので、さらに他の方まで待機、ではないですね。

委 員 : 今の例はそうですが、その人がもし、職場に戻ってきて、職場の職員と濃厚接触していた場合は、その職員も濃厚接触者と、保健所はそういう位置づけをしているわけです。陰性でも待機しろと、保健所はそういう指導で全てやっているわけです。

国の指針で保健所が追随してやっていますが、これが今一番問題です。そういうことが社会をおかしくしている一番の問題になっております。なかなか答えは出ないので先の方へ話を勧めたいと思いますけども。

委 員 : COCOAで陽性者との接触者が判明すると、無料でPCR検査を受けられるというのは御存じでしょうか。

委 員 : 問題はPCR検査にあります。やたらにPCR検査をし、陽性者が出た場合は、そこから色々な問題が起きてくるわけです。PCR検査で陽性になると、その関係者から先の社会が止まるということです。それゆえに今世の中おかしなことになっているんです。

会 長 : 前にも申し上げましたけども、今この会議で、PCR検査を増やすべきか、やたらにやるべきじゃないですとか、議論はできません。

委 員 : 今質問したいのは、そういう時に、在宅の人たちを行政としてどう扱うのか。

会 長 : 事情はよく分かります。それを青梅市の介護保険課に、何を問いたいのでしょうか。

委 員 : 先ほど事務局も言っていましたように、ずっと自粛を続けるわけにはいきません。そういうことを行政サイドできちっと検討いただいて、しっかり末端の方からも意見や方針等を挙げていかないと、動かなくなると思います。それが政治というか、我々の社会ですから。そういうことを我々は行政を通して発言をして、こうしてもらいたいと、そのための会議ですから。コロナの議論をしているわけではなく、社会をどうしたらうまく動かせるかと、そういうことを議論しているわけで、それをお願いしているわけです。

委 員 : 国がやる施策がうまくいかない部分もあるから、市町村、県単位で動いて、それをやっているところはやっています。そういう意思をもって、青梅市として臨機応変に対応していただきたい、という趣旨でよろしいですか。

事務局 : 今の発言について、全ての部分でお答えできるか分かりませんが、今東京都が感染症法に基づいて疫学的な調査または対応等、指示もあり、経営的な部分で非常に事業所の皆様も苦勞されているというお話かと思えます。介護事業所のサービス提供にあたり、安全安心で働ける環境づくりというところで、事業所の責任者の方も大変苦勞されているという風に捉えたところです。

先程も認定調査の際には、マスクの着用を事前をお願いする等の周知ができないか、というところがございます。そういった周知のところ、出来得る限りはさせていただきたいところです。実際調査に行った時に、マスク着用等してなければ、「今してください」と言えるか等も難しいところはあると思います。その際には我々としても例えば訪問の際に、こういった状況ですのでマスクだけでなくゴーグルやフェイスシールドさせていただくことや、なるべく対面に座らない、そういったところを配慮していただきながら対応して頂き、こういった状況ですので密にならないよう距離を一定以上離れてお話ししましょう、そういった工夫を今もされていると思います。

今のお話等は今後も保健所と意見交換する場もありますので、そういった声が出ているということで、保健所の方には何とかならない部分はあるのかどうか、そういった声をぜひ届けていきたいと思えます。

委 員 : よろしくお願ひいたします。

事務局 : 行政の考え方としましては、国からコロナに対する対処方針がしっかりと示されております。そこには国の役割、都道府県の役割、地方公共団体の役割がしっかりと明記されておりますので、まずはそれをしっかりと対応していきたいと考えてございます。

その上で、まずはPCR検査をしっかりと行っていくというところがございますので、9月の定例議会が始まりますが、PCR検査の拡充策について、いろいろ御意見等御協議を頂く予定でございます。

また、経営がひっ迫しているような状況も承知をしております。その点については国の交付金等も活用するようにと、補助がでておりますので、今回は介護や障害の事業所に対する感染症対策について御報告させていただきましたけども、今後は医療機関に対する支援も市独自に構築をしていく予定でございますので、今後とも感染症、コロナへ

の対応については、様々な角度からの御意見も踏まえ、市として対応したいと思います。

頂いた意見は、西多摩保健所の方にもしっかりと伝えていきたいと考えてございます。

委員：コロナ感染症については、若い人や先生方は風邪程度だよ、というような思いの方がおられると思います。しかし高齢者の方は、罹患しても死亡する例は少ないですが、結構重症化しますよね。若い人より高齢者の方は本当に不安に思っています。

今、市の情報が全くなく、新聞で今日時点 31 人等の情報だけですよね。現在予防として行うのは手洗いうがい、マスク、三密を防ぎましょう。本当にそれだけでいいのかと高齢者は思っています。

もう一度具体的に、感染のあった方はこういう経路で感染したとか、そういう情報をもっと PR していただき、「あ、こういうことはもっと気を付けないと」と、市民の方、高齢者の方の不安を少しでも解消する方法を是非、市の方からも提示していただきたいと思えます。会うたびに高齢者の方は「どうしたら減るの」「本当に怖いね」と本当に不安に思っている方は多いので、ぜひ高齢者の方が少しでも安心できるような、PR 等をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局：御意見ありがとうございます。公表については、東京都の基準に沿って、ホームページ等を通じて、日々変わりゆく感染者の状況は公表させていただいております。そういった御意見は青梅市だけではなく、他の自治体でも多くいただいております。先日西多摩保健所の所長のところで同じような要望をした次第でございます。東京都市長会でも、東京都知事宛に見直しの要望をしており、ただいま都で御検討いただいておりますので、それが決まればそれに沿った公表をします。

また、市で色々施策を行っておりますので、そういった公表をできるかどうかについては、西多摩保健所等に聞きつつ、わかりやすい情報を提供して、市民の方の不安、特に高齢者の方の不安を払拭できるように対応したいと考えています。

会長：8月末までのドライブスルー型のPCR検査318例、陽性者はその中の5例です。約1.7%の陽性率です。やはり若い方が多く、青梅市や西多摩地区では、家庭の中の若い方にうつり、それが感染するという事例が多くみられます。今後高齢者に広がるという危険性はあると思えますので、我々もまた感染予防に働きかけていきたいと思えます。保健所との会議もありますので、御意見は伝えたいと思えます。

会長：事務局から何かその他でございますか。

事務局：9月1日から、新型コロナウイルスによって外出を控えている高齢者等向けに、買い物代行サービスを令和3年3月末まで実施いたします。対象者は75歳以上のみ世帯の高齢者約8,500件、障害者手帳等級2級以上の方、令和2年1月以降に出産をされた妊産婦の方11,000世帯程が対象です。8月28日金曜日に1世帯あたり10回分のクーポンを送りました。1回につき300円の代行料金で買い物をしてもらえというサービスでございます。買い物難民というよりも、コロナの感染が怖いという高齢者の声が届いておりますので、是非利用頂ければと思います。

買い物代行する事業所は現在も募集をしており、8月28日現在で17事業所が手を挙

げて頂いております。障害サービスを担う事業所、介護サービスを担う事業所、酒屋、イベント会社等手を挙げて頂いている状態で、ホームページ等に詳細は掲載させていただいているところがございます。高齢者向けかつコロナに対する施策というところで皆さんにお話をさせていただきました。

委員：実際にハンデがある方に、こういう施策があることをどうお示ししますか。

事務局：今回はコロナ関係ですので、申請ではなくて、対象者全員に利用券を送付しました。

8月28日11,000超世帯の対象者にお送りしました。その他9月15日号広報では1面使って周知します。対象となる方にはすでに御案内をしているという状況です。

委員：実際ハンデがある方が見て伝わるのか不安はありますが、その辺りはいかがですか。

事務局：お問合せいただければ御説明いたします。その他、ケアマネ等に周知をしておりますので、関係のある方から利用を促していただければと思います。

委員：どうやって周知するか、事業として行っていくかということも必要かと思えます。

委員：民生児童委員は先月の定例地区会で、ビラをいただいています。そこで70歳以上の該当する方については民生児童委員としてある程度理解しております。訪問の中で積極的なお声掛けしようと思っておりますが、障害者の方については、データがないところですので、違う方向のPRの仕方もあるのではないかと考えております。

事務局：障害者につきましても、地区で担当保健師がついているようなので、改めて確認いたします。期限限定でございますが、広く周知していきたいと思えます。

事務局：引き続きもう一点、コロナの関係ですが、高齢者クラブに対して補助金を創設し、9月1日から申請を受け付ける形になっております。各クラブの活動において、マスクや消毒液というようなものが必要となりますので、現在青梅市内53の高齢者クラブに対し、1団体につき3万円を上限として補助を実施します。こちらの方も全クラブを対象に9月1日付で通知をする予定となっております。

事務局：介護保険課からその他ということで、1点目ですが、接触確認アプリCOCOA、最近テレビCMで流れていると思えます。報道等で皆さん御承知かとは思いますが、接触確認アプリをインストールした状態で感染者と接触したと通知されると、身に覚えがなくても必ず行政検査、保健所の検査が無料で受けられるとなっております。介護事業所と障害事業所の方には事務連絡をもって、積極的な活用についてお願いの周知をさせていただいたところですが、市のホームページ等でもCOCOAの周知をしておりますけれども、是非皆様の身の回りの方に広めて頂ければと考えてございます。

また、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所につきまして、7月21日から7月31日までの公募を実施したところ、応募事業者はございませんでした。今年度中に第2次募集をやるか、来年度にやるかは事務局の方で検討しております。公募の際には委員会の方には情報提供させていただいてから開始を予定してございます。

次回の運営委員会は、11月9日午後2時から、議会棟3階大会議室で予定しております。委員の皆様には御予定の方よろしくお願ひいたします。また、それに先立ちまして、計画の各論についての議論を行う計画策定部会を10月12日午後2時から予定をしてお

ります。部会委員の皆様には御出席の方を御予定いただければと思います。最後に、本日の議事録につきましては、作成後各委員に送付をさせていただきますので、御確認をお願いいたします。

会 長 : 本日は長時間にわたり熱心に御討議いただきまして誠にありがとうございました。これで終了させていただきたいと思います。事務局では本日の論議を踏まえ、整理をよろしく申し上げます。それでは、これにて散会とさせていただきます。ありがとうございました。